

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物 — 定額法
- ・構築物 — 定額法
- ・車輛運搬具 — 定額法
- ・器具及び備品 — 定額法
- ・ソフトウェア — 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 一般財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会から京都社会福祉事業企業年金基金へ持ち込む特別掛金の残額を計上する。
- ・賞与引当金 — 重要性に乏しいため計上しない。
- ・徴収不能引当金 — 重要性に乏しいため計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、京都社会福祉事業企業年金基金が実施する退職給付制度及び、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では、事業区分が社会福祉事業のみのため、省略する。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式) 当法人では、公益事業を実施していないため、作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式) 当法人では、収益事業を実施していないため、作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点（社会福祉事業）

サービス区分の設定なし

イ 本願寺ウイスタリアガーデン拠点(社会福祉事業)

サービス区分の設定なし

ウ 聖水保育園拠点(社会福祉事業)

サービス区分の設定なし

エ 西本願寺保育園拠点(社会福祉事業)

サービス区分の設定なし

オ 誕生院保育園拠点(社会福祉事業)

サービス区分の設定なし

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期末増加額	当期減少額	当期末残高
建物	321,868,121	0	11,474,824	310,393,297
合計	321,868,121	0	11,474,824	310,393,297

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産) 243,218,827 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 2,980,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	579,536,621	269,143,324	310,393,297
建物	24,504,025	9,157,550	15,346,475
構築物	16,677,740	13,703,695	2,974,045
車輛運搬具	2,887,688	1,625,492	1,262,196
器具及び備品	99,254,807	84,615,862	14,638,945
ソフトウェア	938,400	797,640	140,760
合計	723,799,281	379,043,563	344,755,718

9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11.関連当事者との取引の内容

該当なし

12.重要な偶発債務

該当なし

13.重要な後発事象

該当なし

14.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2)固定資産の減価償却の方法

該当なし

(3)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 - 該当なし
- ・賞与引当金 - 重要性に乏しいため計上しない。
- ・徴収不能引当金 - 重要性に乏しいため計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1)本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（本願寺ウイスタリアガーデン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物 - 定額法
- ・構築物 - 定額法
- ・車両運搬具 - 定額法
- ・器具及び備品 - 定額法
- ・ソフトウェア - 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 - 一般財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会から京都社会福祉事業企業年金基金へ持ち込む特別掛金の残額を計上する。
- ・賞与引当金 - 重要性に乏しいため計上しない。
- ・徴収不能引当金 - 重要性に乏しいため計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、京都社会福祉事業企業年金基金が実施する退職給付制度及び、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 本願寺ウイスタリアガーデン拠点計算書類

(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	250,701,320	0	7,482,493	243,218,827
合計	250,701,320	0	7,482,493	243,218,827

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産) 243,218,827 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定金額を含む) 2,980,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	377,903,701	134,684,874	243,218,827
構築物	4,250,825	2,601,873	1,648,952
車両運搬具	1,888,552	1,225,840	662,712
器具及び備品	29,135,136	24,077,083	5,058,053
ソフトウェア	690,000	690,000	0
合計	413,868,214	163,279,670	250,588,544

9. 債権額、徴収不能引当金の当期残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（聖水保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物 — 定額法
- ・構築物 — 定額法
- ・器具及び備品 — 定額法
- ・ソフトウェア — 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 一般財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会から京都社会福祉事業企業年金基金へ持ち込む特別掛金の残額を計上する。
- ・賞与引当金 - 重要性に乏しいため計上しない。
- ・徴収不能引当金 - 重要性に乏しいため計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、京都社会福祉事業企業年金基金が実施する退職給付制度及び、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 聖水保育園拠点計算書類(会計基準省令第 1 号第 4 様式、第 2 号第 4 様式、第 3 号第 4 様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	24,412,000	0	1,683,000	22,729,000
合計	24,412,000	0	1,683,000	22,729,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	85,000,000	62,271,000	22,729,000
建物	4,176,900	1,375,939	2,800,961
構築物	5,395,580	4,802,510	593,070
器具及び備品	17,982,610	13,889,575	4,093,035
ソフトウェア	248,400	107,640	140,760
合計	112,803,490	82,446,664	30,356,826

9. 債権額、徴収不能引当金の当期残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（西本願寺保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物 — 定額法
- ・構築物 — 定額法
- ・器具及び備品 — 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 一般財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会から京都社会福祉事業企業年金基金へ持ち込む特別掛金の残額を計上する。
- ・賞与引当金 - 重要性に乏しいため計上しない。
- ・徴収不能引当金 - 重要性に乏しいため計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、京都社会福祉事業企業年金基金が実施する退職給付制度及び、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 西本願寺保育園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	46,754,801	0	2,309,331	44,445,470
合 計	46,754,801	0	2,309,331	44,445,470

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物 (基本財産)	116,632,920	72,187,450	44,445,470
建物	13,427,400	3,854,738	9,572,662
構築物	2,558,305	2,315,038	243,267
器具及び備品	31,492,078	28,227,276	3,264,802
合計	164,110,703	106,584,502	57,526,201

9. 債権額、徴収不能引当金の当期残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（誕生院保育園 拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2)固定資産の減価償却の方法

- ・建物 — 定額法
- ・構築物 — 定額法
- ・車両運搬具 — 定額法
- ・器具及び備品 — 定額法

(3)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 一般財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会から京都社会福祉事業企業年金基金へ持ち込む特別掛け金の残額を計上する。
- ・賞与引当金 - 重要性に乏しいため計上しない。
- ・徴収不能引当金 - 重要性に乏しいため計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

当該なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、京都社会福祉事業企業年金基金が実施する退職給付制度及び、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 誕生院保育園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
建物	6,899,725	3,926,873	2,972,852
構築物	4,473,030	3,984,274	488,756
車両運搬具	999,136	399,652	599,484
器具及び備品	20,644,983	18,421,928	2,223,055
ソフトウェア	0		0
合計	33,016,874	26,732,727	6,284,147

9. 債権額、徴収不能引当金の当期残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし